

昭和こども園入園のしおり（重要事項説明書）

施設の目的及び運営の方針

事業者の名称	潟上市
事業者の所在地	潟上市天王字棒沼台 2 2 6 - 1
事業者の連絡先	0 1 8 - 8 5 3 - 5 3 0 1
代表者氏名	鈴木 雄大

(1) 運営主体（事業者の概要）

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	潟上市立昭和こども園							
所在地	潟上市昭和大久保字堤の上1番地の3							
連絡先	電話番号 018-838-0140 FAX番号 018-838-0141							
施設長氏名	浅野 史子							
開設年月日	平成30年 4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	8人	8人	9人	25人
	2号・3号	25人	24人	31人	31人	32人	32人	175人
	合計	25人	24人	31人	39人	40人	41人	200人
当園の基本理念・方針	《教育・保育目標》 「健康で豊かな子どもの育成」 ○乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを認識し以下のような保育をすることに努めます。 ① 私たちは0歳児から5歳児までの一人一人の育ちのつながりを大切にし、養護と教育が一体的に展開される保育をすることに努めます。 ② 私たちは生活や遊びを通して総合的に保育し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を計画的に構成・工夫して保育することに努めます。 ③ 私たちは「豊かな心」「物事に取り組む意欲」「社会で暮らす基本的な態度」「人とかかわる力」など生きる力の基礎を育てる保育を大切にします。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	3444.48 m ²
	園庭	2240 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延べ	1204.48 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	いちご組（0歳児クラス）
ほふく室	1 室	みかん組（1歳児クラス）
保育室	4 室	ぶどう組（2歳児クラス） うさぎ組（3歳児クラス） ぱんだ組（4歳児クラス） きりん組（5歳児クラス）
遊戯室、ホール	2 室	1階 未満児ホール、以上児ホール
給食室	1 室	

(5) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	1 人	1 人		
保育教諭	20 人	18 人	2 人	一時預かり・子育て支援センター含む
保育補助	10 人	10 人		一時預かり・子育て支援センター含む
保健師	2 人	2 人		
看護師	1 人	1 人		
軽作業員	1 人	1 人		
計	36 人	34 人	2 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時30分（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：8時～8時30分
		夕：14時30分～17時
		土曜：なし
休業日	土曜日・日曜日・祝日・休日保育の振替日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	春季（3月22日～4月3日） 預かり保育休業日（3月26日～4月3日）	
	夏季（7月23日～8月25日） 預かり保育休業日（8月13日～8月15日）	
	冬季（12月26日～1月13日） 預かり保育休業日（12月29日～1月3日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前7時30分～午後3時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：午前7時～午前7時30分
		夕：午後6時30分～午後7時
	保育短時間	朝：なし
		夕：午後3時30分～午後6時
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～午後6時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	日本スポーツ振興センター負担金	一年払い	170円
	絵本代（月1冊）5歳児510円 4歳児510円 3歳児500円		
	〃 2歳児550円 1歳児420円 0歳児なし		
	保護者会費	月350円	年間4,200円
その他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	平日1日当たり 8時～8時30分 14時30分～17時	200円
		長期休業中 8時30分～ 14時30分	800円
		長期休業中 8時～8時30分 14時30分～17時	200円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	1日当たり 7時～7時30分 18時30分～19時	200円
		1月当たり (月15日以上)	3,000円

（8）支払方法

口座振替可能 保育料、給食費、預かり保育料、延長保育料 現金払い 実費徴収のもの

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(10) 年間行事予定 ☆印は保護者参加の行事

月	行事内容
4月	○進級式 ☆入園式 ☆保護者会役員会 ○5歳児園外保育
5月	○節句の会 ☆保育参観・保護者会総会・懇談会 ○内科検診
6月	☆保護者個人面談(0～2歳児) ○ALT ○歯科検診 ○4・5歳児園外保育
7月	☆自由参観日(3～5歳児) ☆保護者個人面談(3～5歳児) ○七夕夏まつり ○5歳児なかよし交流会① ○2歳児わくわく交流会①
8月	☆保護者会役員会 ○5歳児なかよし交流会②
9月	☆運動会(3～5歳児) ○5歳児梨狩り
10月	○運動会(0～2歳児) ○3・4・5歳児園外保育 ○給食試食会(3歳児) ☆自由参観日(0～2歳児) ○2歳児わくわく交流会② ○さつまいもほり
11月	☆発表会 ○内科健診 ○5歳児なかよし交流会③ ○2歳児わくわく交流会③
12月	☆祖父母参観(3～5歳児) ○2～5歳児(ブルーメッセ) ○クリスマス会
1月	☆保育参観・クラス懇談会 ☆保護者会役員会 ○2歳児わくわく交流会④
2月	○豆まき会 ☆新入園児入園説明会 ○5歳児なかよし交流会
3月	☆卒園式(5歳児) ○ひな祭り会 ○おわかれ会

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登園は9時までをお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時までにキッズビュー入力にてご連絡ください。 ・原則として、保育時間内での迎えをお願いします。緊急の場合で迎えが遅れたり、延長保育を利用したりする場合には園に連絡をお願いします。 ・熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に38℃を超えた場合や、体調不良による嘔吐等の場合には迎えの連絡をさせていただきます。

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	佐々木医院
医院長名	佐々木 範明
所在地	潟上市昭和大久保字堤の上91番地
電話番号	018-877-2355

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	高橋歯科医院
医院長名	高橋 達弥
所在地	潟上市飯田川下虻川字屋敷129-3
電話番号	018-877-2356

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	湖東消防署 昭和分署
所在地	潟上市昭和大久保イカリ沖69番地3
電話番号	018-877-2266

【管轄する警察署】

警察署名	五城目警察署 昭和交番
所在地	潟上市昭和大久保堤の上104番地
電話番号	018-877-2047

(15) 非常災害対策

防火管理者※	浅野 史子
消防計画届出年月日※	令和8年4月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火シャッターを備えています。
避難場所	園庭、園舎2階、園屋上、介護予防センター、市民センター昭和館
緊急時の連絡手段	電話、キッズビュー、潟上市からの情報提供 等

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	千田 佳子	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	浅野 史子	園長
第三者委員		(電話番号)
		民生児童委員
		(電話番号)
		民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

種類	災害の範囲		給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる		・医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割の付加給付）の額 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14級に区分される）		4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡		3,000万円 (通園中の災害の場合、1,500万円)
	突	運動などの行為に起因する突然死 (園の管理下において発生したもの)	3,000万円 (通園中の災害の場合、1,500万円)
	然死	運動などの行為と関連のない突然死 (園の管理下において発生したもの。乳幼児突然死症候群など。)	1,500万円 (通園中の災害の場合も同額)

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。